

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(水質の基準及び検査方法) 第九条 (略)			(水質の基準及び検査方法) 第九条 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大腸菌（浴槽水に係るもの）	一ミリリットル中に一個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号）第六条に規定する方法	大腸菌群（浴槽水に係るもの）	一ミリリットル中に一個以下であること。	デソキシコール酸塩培地法
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(水質の基準及び検査方法) 第七条 (略)			(水質の基準及び検査方法) 第七条 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大腸菌（浴槽水に係るもの）	一ミリリットル中に一個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号）第六条に規定する方法	大腸菌群（浴槽水に係るもの）	一ミリリットル中に一個以下であること。	デソキシコール酸塩培地法

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

2	(略)
	(略)
	(略)
2	(略)
	(略)
	(略)